平成２８年（フ）第６６４号
福岡市東区多々良２丁目12番22号
債務者　北原真由美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６８号
福岡市西区周船寺１丁目20番18―102号
債務者　今長谷　恒
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６９６号
福岡市中央区平尾２丁目２番21―804号
債務者　田中　尚美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０８号
福岡市東区松島４丁目６番26―605号
債務者　長野　広美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０９号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目１番５号
債務者　蛭牟田一成
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１０号
福岡市城南区七隈２丁目７番17号
債務者　中村　京子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２４号
福岡市早良区室見４丁目７番４号
債務者　浦川　　勲
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４３号
福岡県春日市須玖南１丁目111番地　サニーピア須玖407号
債務者　青柳　寛太（旧姓堂銘）
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４４号
福岡市城南区別府１丁目４番29―103号
債務者　原田　　幸
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６５号
福岡市南区高宮５丁目９番１―513号
債務者　瀧ヶ平ツル
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６８号
福岡市中央区白金２丁目４番27号
債務者　伊藤　正敏
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９１号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼３丁目９番２号　エクセレンス新宮202号
債務者　田口　俊一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５号
福島県いわき市内郷高坂町２丁目86番地
債務者　小梨　　武
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第９９号
茨城県笠間市下郷4162番地１　エムケイマンション303
債務者　飯村　恒夫
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５号
茨城県ひたちなか市湊泉町８番21号
債務者　萱内　　翼
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
茨城県筑西市伊佐山104番地１
債務者　谷中　公江
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部